

子ども・子育て支援新制度 『支給認定申請』等について

① 子ども・子育て支援新制度とは

平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」により、保育所等への入園申込をする際には、必ず住民登録している市町村へ「支給認定申請」を行い、認定を受けてから「認定証」と合わせて入園申込書を提出します。（新制度へ移行された保育所等へ入園する場合のみ。）なお、認定は次の3区分です。

【支給認定の区分】

認定区分	対象者	主な利用先
1号認定	<u>3歳以上のお子さん</u> で、保育を必要とせず、教育を希望する方 (例) 3歳以上で、同居の家族の中で、お子さんを保育できる方がいる場合	幼稚園 認定こども園
2号認定	<u>3歳以上のお子さん</u> で、同居している家族の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方 (例) 3歳以上で、同居の家族が仕事や病気により、お子さんを保育できる方がいない場合	保育所 認定こども園
3号認定	<u>3歳未満のお子さん</u> で、同居している家族の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方 (例) 3歳未満で、同居の家族が仕事や病気により、お子さんを保育できる方がいない場合	保育所 認定こども園

② 申請手続きの流れ（様似町の場合）

「町立幼児センター」が新制度の「認定こども園」であるため、入園申込書と合わせて「支給認定申請書」を提出していただきます。4月から3月まで1年間有効のため、毎年度の手続きが必要です。

なお、町外の施設へ入園を希望される方につきましては、希望する施設に直接利用を申込みいただき、同時に様似町（町立幼児センター）へ「支給認定申請書」を提出していただきます。

③ 保護者が負担する保育料について

（3歳児～5歳児の保育料については令和元年10月より無償化しています。）

様似町に住民登録している全ての方は、様似町が定めた保育料を町へお支払いいただくこととなります。なお、保育料は、町民税所得割課税額により階層区分を決定します。

保育料の階層区分を決定する内容（令和5年度入園の場合）	
1. 4月～8月までの保育料	: 入園年度の前年度にあたる令和4年度町民税所得割額
2. 9月～3月までの保育料	: 令和5年度町民税所得割額（令和5年6月に確定）

④ 多子世帯の保育料の軽減について

(1) 国が定める保育料基準額は、平成27年度の新制度開始時より「幼児教育の段階的無償化」方針に基づき、様々な軽減策が講じられておりますが、様似町では、国の基準より少ない負担となるよう独自の軽減を図っており、「多子軽減」では、第2子目が無料又は半額で、3人目以降が無料となる軽減があり、それを判定する際の人数カウントについては、年齢制限の撤廃及び拡大が行なれ、様似町では適用される階層区分についても国の定める基準より、範囲を拡大して軽減策を講じています。

【裏面に続きます】

[3歳未満児第2子目以降無料の状況例]

区 分	「第4－5階層」 169,000円未満世帯	「第5－1階層」 169,000円以上世帯
3歳未満児（保育園）	第1子目： 31,000円 第2子目以降： 無 料	第1子目： 32,000円 第2子目以降： 16,000円
	年齢制限なくカウント	小学校3年生以下をカウント

⑤ 保育料の切り替え時期（令和5年度の場合）

保育料は、毎年9月が切り替え時期となります。

	町民税所得割の課税年度
4月から8月迄の保育料	前年度（令和5年度）
9月から3月迄の保育料	当該年度（令和6年度）

⑥ 提出書類について

(1) 支給認定申請書（1号・2号・3号認定）

幼稚園・認定こども園・保育所を利用希望される方は、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」を提出してください。

(2) 保育の利用を希望される場合（2号・3号認定）

認定こども園（保育園）や保育所において、保育の利用を希望される場合、保育の必要性を認定（2号・3号認定を行う）するために、上記の申込書に加え「就労証明書」を添付書類として提出してください。（1号認定である幼稚園の場合は、「申込書」のみの提出となります。）